

第7回RD最終処分場問題対策委員会 議事録

議事録平成19年10月25日

於：滋賀県人権センター 大ホール(4階)

1. 開会	司会	<p>専門部会の方が長引きまして、会場の準備に時間がかかりましたので、定刻より遅くなりましたけれども、ただいまから第7回RD最終処分場問題対策委員会を開催させていただきたいと思います。</p>
	岡村委員長	<p>進行の方は、委員長、よろしくお願いします。</p> <p>ただいま事務局からお話のあったとおり、定刻より少しおくれましたけれども、これより第7回RD最終処分場問題対策委員会を開催させていただきます。</p>
	司会	<p>議事に入ります前に、まず会議の成立および配付資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。</p>
	司会	<p>本日出席していただいております委員の方々は11名でございます、委員総数の半数を超えております。RD最終処分場問題対策委員会設置要綱第5条第2項に定めます当委員会の成立要件を満たしておりますことをここに報告させていただきます。</p> <p>まず、資料の方を確認させていただきますけれども、次第と、資料-1、支障除去対策の検討の流れ、資料-2、追加調査の結果と想定される生活環境保全上の支障の整理、資料-3、掘削調査計画(案)について、それと委員の皆さんにはA3の参考資料を入れさせていただいております。そのほか、委員提供資料としまして、當座委員の方から資料が4つございまして、そのほかA4判の栗東RD処分場の地下水調査結果に関する意見書というのがございます。それともう1つ、竹口委員の方から資料提供をいただいておりますので、資料のご確認をよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか -。</p> <p>それでは、よろしくお願いいたします。</p>
	岡村委員長	<p>それでは、これより対策委員会の議事に移らせていただきます。</p> <p>今回の内容は、前回といたしますか、この前に開催予定の対策委員会で審議していただく予定でありましたけれども、定足数に満たなかったために、協議会として委員の皆さんのご意見をお伺いいたしました。そのため、前回ご出席いただきました委員の皆さんには、概ね同じ内容の議題になるということでありまして、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日、対策委員会の前に専門部会が開催されております。専門部会に出席の委員の皆さんには、引き続き長時間となりますけれども、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではまず、議題の審議に入る前に、支障除去対策の検討の流れについて事務局から説明をお願いいたします。</p>
	上田室長	<p>資料-1をご覧いただきたいと思います。対策委員会は、昨年12月に設置をお願いいたしまして、対策工の検討時期になってまいりました。この検討の流れについて少しご説明をさせていただきます。</p>

資料 - 1 の 1 ページをご覧くださいと思います。この資料 - 1 は、第 5 回の対策委員会でもお示しさせていただいたと思うのですが、左側のフローのとおりの流れでございまして、現在、追加調査結果の評価というところに来ております。今後、生活環境保全上の支障の整理等々、最終、効果的で合理的な対応策のご検討をいただくというふうな予定をしております。

その具体的な検討予定でございますが、次の 2 ページをご覧くださいと思います。2 ページの表の中を見ていただきたいと思いますわけですが、本日第 7 回で追加調査結果の評価と掘削調査についてご審議をいただきたいと思いますと考えております。

そして、これは既にご案内させていただいていると思うのですが、11 月 14 日に第 8 回の対策委員会をお願いいたしまして、追加調査結果の評価、生活環境保全上の支障の整理、達成すべき目標の設定、総水銀の汚染について、そして具体的な工法一覧ということで、対策工の検討をお願いしたいと考えております。

また、専門部会につきましては、第 7 回を 11 月 12 日をお願いいたしまして、総水銀、支障除去対策各論比較検討、モニタリング計画についてご審議をいただきたいと思いますと考えております。第 6 回の専門部会で予定していた部分が一部残りましたので、その残った部分も含めまして第 7 回の専門部会をお願いして、第 8 回の対策委員会ということでお願いしたいと考えております。

そして、第 9 回の対策委員会は 12 月 2 日に予定しております。休日をお願いすることになるわけで、大変恐縮でございますが、総水銀の汚染について、支障除去対策各論比較検討、支障除去対策実施に伴うモニタリング計画等々についてご検討をお願いしたいと思っております。

第 10 回、対策委員会のまとめというのは、この対策工の審議にどれくらいの審議時間が必要であるかは現在のところ私どももしっかりと読めておりませんが、第 8 回、第 9 回という中で、第 10 回で対策委員会をおまとめいただけますと、当初の 1 年間の集中審議という計画どおりのスケジュールになるということで書かせていただいたところでございます。

今後、大変お忙しいところを申しわけございませんが、本日を含めまして、11 月 14 日、12 月 2 日につきましてはご出席いただきまして、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問があったらお願いいたします。よろしいでしょうか - -。

それでは、ないようですので、今後の検討の流れは、ただいまご提案のありましたように進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、議題（ 1 ）追加調査の結果と想定される生活環境保全上の支障の整理についてであります。これにつきましても、事務局から説明をお願いいたし

岡村委員長

(1)

追加調査  
の結果と  
評価につ  
いて

卯田

ます。

それでは、資料 - 2 に基づきまして、追加調査結果についてご説明をさせていただきます。資料を既にご配付させていただいておりますので、追加調査結果の部分についてご説明をさせていただきます。

1 ページ目をお願いいたします。5 月から周辺の 4 カ所、7 月からは処分場内の 12 カ所の地点におきましてボーリング調査を実施しております。

2 ページには、これまでの廃棄物の埋め立て結果が載っておりますけれども、今回の追加調査につきましては 3 ページの方でまとめております。

3 ページの右側の表 1.1.3 をお願いいたします。追加調査で確認された廃棄物の種類につきましては、ここにまとめております。これまでの調査結果と概ね同様でございますが、許可品目である廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず、陶磁器くず、瓦れき類のほかに、金属くず、木くずが確認されております。場内を 12 カ所ボーリングしておりますけれども、E - 3 につきましては、木くず以外の廃棄物については確認されていない状況でございます。乳白色の焼却灰と思われるものにつきましては、D - 3 の 1 ~ 2 m の間、80cm 層として確認しております。そのほか、焼却灰様のものにつきましては、表 1.1.4 に載っておりますけれども、そのような場所におきまして、一部少量でございますが、混入していることを確認しております。このほか、A - 2、A - 3 等々の黒色の泥状の廃棄物でありますとか、B - 4、C - 3、E - 2 の異臭を放つ廃棄物等々が確認されております。これらについては、改めて表でご説明させていただきます。

4 ページをお願いいたします。今回のボーリング調査によりまして、埋設されていた廃棄物層の厚みの分布がわかっております。

5 ページの図 1.1.2 をごらんください。RD 社からの許可申請図面よりも深い深度まで廃棄物が確認されたところの推定でございますが、5 ~ 12m、色で説明いたしますと、黄緑色から黄色、黄橙、赤というところでございます。このような部分が確認されたことと、分布で説明いたしますと、第 1 処分場の中央部、またその左上、右下の方は、申請された深さよりも 10m 程度深く埋設されていることが確認されております。

もう一度 4 ページの方にお戻りください。このため、埋設廃棄物量を推定いたしますと、埋立量につきましては 726,000m<sup>3</sup>、覆土分の 12,000 m<sup>3</sup> を差し引くと 714,000 m<sup>3</sup> となりました。許可容量が 400,000m<sup>3</sup> でございますので、それと比較すると、推定の廃棄物量についてはその 1.8 倍あるということが確認されております。

6 ページにつきましては、これまでの有害産業廃棄物の検出状況ですが、これについては既に委員会の方で何回か説明をさせていただいておりますので、次の 7 ページをごらんください。

7 ページにつきましては、今回の追加調査における有害物質の検出状況でございます。追加調査の結果のうち、溶出量試験については表 1.2.3、含有量試験については表 1.2.4 に示しております。全層混合試料と、ボーリング孔

内温度が高い3m層間の混合試料でございますが、有害産業廃棄物、判定基準を上回るような特別管理産業廃棄物に相当するものは確認されていないという状況でございます。また、土壤環境基準とか土壤汚染対策法に定める指定基準を超えるようなものについても、今回は確認されていないという状況でございます。

また、以前の委員会におきまして分析方法等が議論されておりましたので、今回の追加調査におきましては、溶出量試験、含有量試験それぞれ試料調整した後の溶媒の溶出液のpHについても確認しております。同じ表でございますが、溶出量試験ではpHが6.8~10.0、含有試験についてはpHが0.1未満でございますので、1N(規定)の塩酸で抽出しておりますけれども、抽出されない影響があるというような高アルカリのものについてはなかったと考えております。

また、表1.2.4の右側の欄に、有機物の分析といたしまして、強熱減量とCODで分析をしております。後ほど9ページで示させていただきますが、ボーリング孔内の温度とはそれほど相関がなかったということでございます。

先に9ページに行ってくださいまして、左側の表1.2.9でございます。強熱減量に占めるCODの割合、つまり強熱で減量する物質の有機物として数えられる、CODとしてカウントされるものについて、分解しやすい有機物と想定いたしましても、含まれている有機物については2.5~9.3%、平均で約6.7%ということで、分解しやすい有機物については低いということが確認されております。

8ページに戻っていただきまして、表1.2.5および表1.2.7に、VOC-揮発性有機化合物の溶出量試験と油分についての分析結果を示しております。揮発性有機化合物につきましては、A-2からE-4までの16試料について分析しておりますけれども、VOCはそれぞれの物質について溶出されていないという状況でした。油分の分析につきましても、A-2からE-4まで、黒色の泥状のもの、もしくは油状で臭気等がわずかに確認できるようなものも含めまして、16試料をそれぞれ分析しております。そのうち12試料で、300~2,600mg/kg - ppmになりますが、この程度の油分が検出されております。なお、油がしみ出てくるような、例えば油分が5%というものが油泥と判断されておりますけれども、そのような油の濃いものについては確認されていないという状況でございます。

また、焼却灰の分析について、先ほどのD-3の80cm層、1~2mの間で乳白色の焼却灰のようなものが確認されております。そのほか、B-2、B-4、C-1、D-2、E-2、E-4で、表1.2.6に示すような深さで焼却灰様のものが確認されております。これらにつきまして、焼却灰かどうかという確認のために、水分、灰分、可燃分の一般のごみの3成分の分析と、それに含まれている重金属等々を含めて蛍光X線での成分分析を行っておりまして、結果を表1.2.6に示しております。D-3の1~2mの部分、E-4

の 8.05～8.2m の部分につきましては、CaO - 酸化カルシウムの含有率が約 50%を占めておりますので、焼却灰と推定することができます。ほかのものについても、焼却灰の混入の可能性を推定させていただいております。

また、D - 3 の 1～2m の 80cm 層で確認された焼却灰につきましては、9 ページの表 1.2.8 に示しておりますけれども、0.0011ng-TEQ/g、pg であらわしますと 1.1pg-TEQ/g ということになりまして、特別管理産業廃棄物の基準とか環境基準を十分下回る低いダイオキシン類濃度を持つ焼却灰ということが確認されております。

このように、追加調査におきましては、有害産業廃棄物の判定基準、溶出試験とか含有試験を実施しておりますけれども、これらの判定基準を超えるような有害産業廃棄物に相当するものはなかったということを確認させていただいております。

次に、10 ページをお願いいたします。こちらは追加調査で新しくわかったことですが、10 ページの右側の下にございますように、Ks2 帯水層の一部が処分場内で廃棄物層に接しているということ、Ks2 帯水層と Ks1 帯水層が一部接合しているということ、また火山灰層の Kt 層の上位の Kc1 粘土層の下部に Ks1' 帯水層、層厚 3m 程度が処分場の南東側の方にあるということが確認されております。

難透水層につきましては、12 ページをお願いいたします。Ks2 帯水層の下部に、透水係数が  $1.96 \times 10^{-9} \sim 4.42 \times 10^{-7}$  の Kc2 層、透水係数が  $5.6 \times 10^{-9} \sim 6.0 \times 10^{-9}$  の Kc1 層および  $2.2 \times 10^{-7} \sim 1.1 \times 10^{-6}$  の Kt 層、そして  $4.0 \times 10^{-9} \sim 3.3 \times 10^{-6}$  の Kc0 層が確認されております。概ね  $1 \times 10^{-6}$  cm/sec よりも小さく、難透水層が存在するということが今回の調査で確認されております。なお、Kc0 層については、過去、市 No. 1 の井戸で層厚 38m、また市 No. 6 の井戸で層厚 14m というのが確認されておりますので、層内に数十 cm の砂礫層や砂層が挟まれておりますけれども、処分場の下に十分周辺まで広がる難透水層が連続して存在するということがわかっております。

次に、13 ページをお願いいたします。地下水が確認されておりますのは Ks2 帯水層よりも下部で、図 2.1.2 の No. 1 - 1 のコアで見られるように、Ks2 帯水層と Ks1 帯水層では酸化状態、それ以下の Ks1' 層からは還元状態であるということが確認されております。

また、Ks2 帯水層の地下水の流れの方向につきまして、地下水位の一斉測水において地下水の水位等高線図を作成したものが図 2.1.4 で、6月26日と27日および8月24日に測定したものの等高線図を示しております。この地下水位の等高線図から推定される流れにつきましては、処分場周辺から経堂池上流の方については南東から北西方向に向いている。経堂池下流の方では北西から南東の方に向いている。逆の結果が得られたというのは、既に報告させていただいているとおりでございます。流れの方向とか水銀の検出原因等につきましては、先ほどの専門部会、15日に開催した専門部会でもご議論いただいているところでございますので、その部分についてはまだ議論されてい

るところということで、この辺の説明は割愛させていただきます。

それでは、地下水に関しまして、15 ページをお願いいたします。こちらの表 2.2.2 につきましては、既往調査の結果と追加調査の結果、7 月末までの結果でございますが、取りまとめをしております。追加調査分につきましては、表の上の方の No. 1 - 1、No. 4 - 2、処分場内の D - 2、C - 3、B - 2、B - 3、B - 4、そしてその下の処分場南西側の No. 4 - 1、No. 3 - 1 が今回の調査結果ということになります。周辺の方では、最大で環境基準の 21 倍のダイオキシン類が検出されております。また、同じように最大 3.8 倍のヒ素、1.7 倍のホウ素等が検出されております。処分場の下層、これは廃棄物層よりも下の帯水層でございますが、こちらの方から最大で環境基準の 11 倍のヒ素、また同じように 5.2 倍の水銀 - - これは D - 2 の Ks2 帯水層のみでございますが - - が確認されております。また、全量でございますけれども、25 倍の鉛とか最大 2 倍のホウ素、32 倍のダイオキシン類が検出されております。また、COD につきましては、維持管理基準の 1.3 倍の 52ppm - - mg/L で検出されているような状況でございました。

17 ページには、処分場内を含めてヘキサダイアグラムを示しておりますが、以前に示させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

18 ページ、もう 1 枚めくっていただきますと、浸透水の結果になっております。こちらの表の A - 2、A - 3、B - 2、B - 3、B - 4、C - 1、C - 3、D - 2、D - 3、E - 2、E - 4 が追加調査結果の欄になっております。環境基準をどれほど超過しているか、また維持管理基準の超過ということで示しますと、ヒ素については最大 53 倍、総水銀については最大 32 倍で検出されております。鉛についても 6.1 ですので 610 倍、カドミウムについては最大 3.5 倍、ホウ素についても 1.9 倍の 1.9mg/L、フッ素については 1.8 倍ということで検出されております。また、PCB についても最大 18 倍、0.0089 ということで検出されております。ダイオキシン類については、これまで検出された中で最も高い最大 2,000 倍、2,000pg で検出されているような状況でございました。なお、ろ過した試料につきましては、A - 3 でヒ素が最大 3.2 倍で検出されているという状況でございます。今回の調査におきまして、カドミウム、PCB が基準を超えて初めて検出されているということと、ダイオキシン類がこれまでよりも高濃度で検出されたということになっております。

19 ページ、Ks2 層および廃棄物層の汚染物質を整理しますと、それぞれ黒丸、白丸であらわしておりますけれども、そのようなものがそれぞれの場所から検出されているという状況になっております。

経堂池の方の調査もしております、その調査結果については 20 ページからまとめております。表 3.1.1 でございますが、今回の追加調査の結果とそれ以前の底質調査の結果についてまとめております。今回の分で説明いたしますと、今回の底質調査におきましては、総水銀、カドミウム、鉛、クロム、ヒ素、PCB、フッ素、セレン、ホウ素、ダイオキシン類、そしてビスフェ

ノールAを含有していることが確認されております。フッ素、ホウ素、ビスフェノールAにつきましては、今回初めて分析した項目でございます。カドミウムとPCBも検出されておりますけれども、これらのほかのものを含めましても、環境基準や暫定除去基準を超えるような濃度ではなかったということを確認しております。また、試料から、ビスフェノールAに関しましては、注意書きにも書いておりますが、全国データと比較しても最大最小の濃度範囲内にあったということを確認しております。

また、今回の含有試験で検出された総水銀、カドミウム、鉛、クロム、ヒ素、PCB、フッ素、セレン、ホウ素については溶出試験を実施しております、22ページの表3.1.2に結果が載っております。見ていただきますと、今回含有試験で検出された項目について溶出試験を行っておりますが、カドミウム、ヒ素、ホウ素が検出下限程度で検出されております。池の水の方には影響はないと考えております。

あわせて、この底質調査の際に栗東市さんの方で水質調査を実施されております。これまでの調査結果をそれぞれ載せていただいておりますけれども、今回の調査結果につきましても、環境基準を超過するような有害物質等については検出されておられません。なお、農業用水基準では、これは法的拘束力はございませんが、COD、全窒素 - -これは実際はケルダール窒素というご指摘もいただいておりますが - -と電気伝導率が基準を超過しているという状況が続いております。

それでは、23ページをお願いいたします。ガス発生につきましては、ボーリングの掘削孔で掘進時に3mごとにガス濃度をはかっております。ボーリング孔からはメタンガスが11カ所、E-3を除くすべての地点から確認されております。比較的浅い3~6mの範囲で、A-2、A-3、C-1で28.5~68%で確認されております。また、アンモニアにつきましては、B-3、C-1、D-3、E-4で2~52ppmの範囲で検出されております。硫化水素については、C-1でボーリング孔の掘削時に2.5ppmで確認されているような状況でしたが、設置後にD-3、A-2、A-3でも12ppm、25ppm、630ppmで確認されております。

なお、このボーリング孔内の温度につきましては、定常地温の約20よりも10程度高く、先ほど説明させていただきましたが、強熱減量が10%程度で有機物が比較的少ないということから、ガス発生のピークは過ぎているのではないかというような感触を得ております。しかし、場内ではまだガスが発生しているということが確認されております。

それでは、26ページをお願いいたします。こちらの方には、焼却炉内のダイオキシン類の分析結果等を載せさせていただいております。試料の採取については、それぞれ図5.1.1とか図5.1.2のフロー図の から 、 、 という丸印を打ったところでサンプリングする予定でございました。ただし、南側の焼却炉におきましては、 のところではサンプリングがなかったということで分析はしてありません。

分析結果の方は、もう1枚めくっていただきまして、27 ページの表 5.1.2 に示しております。南側焼却炉の方では、炉内の付着物から、特別管理産業廃棄物の判定基準、これが3 ng-TEQ/g という値でございますが、これの最大1,300 倍の3,900ng で検出されております。また、炉内の内部とか密閉保管されていた焼却灰、ばいじんからも最大13 倍のダイオキシン類が検出されております。なお、灰出しピットの雨水については、排水基準の10pg を下回っております。汚泥については、判定基準を下回っているという状況でございます。東側焼却炉というのは、木くずを主に燃やしていた焼却炉でございますが、炉内の付着物等から、特別管理産業廃棄物の判定基準の3 ng-TEQ/g は超えないですが、土壤環境基準の1,000pg-TEQ/g を超えてダイオキシン類が検出されております。焼却灰やばいじんからは、基準を超えない範囲でダイオキシン類が検出されております。このため、炉の損壊等によりまして、炉の内部に残っている高濃度のダイオキシン類が飛散ということになれば、周辺に影響が及ぶことが想定されるというのが追加調査の結果でございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

岡村委員  
長  
當座委員

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明についてご意見、ご質問をお願いいたします。

今説明していただいたところで、順番にわからないところを教えていただきたいんですけども、5 ページ、どれだけの深さを掘っているのかというところで、E - 2 というのは廃棄物が13m ほどあったと思うんですけども、赤字で書いてある141.46 という数字とグリーンで色をつけてあるのはどういう関係というか、E - 2 の深さというのはどういうふうに表現されているんでしょうか。

谷本主査  
當座委員  
谷本主査

5 ページのことでよろしいでしょうか。

はい。

詳細な資料が今手元にないものですから、また調べて回答させていただきます。

當座委員

よろしく申し上げます。

次に、廃棄物に関して……

上田室長

済みません。當座委員、今のお話は、5 ページの例えば13.23 とか書いてある数字のことを聞いておられるわけですね。

當座委員

E - 2 で今回ボーリングしていただきましたよね。廃棄物が13m ほどあったという部分をどういうふうに表現されているのかということと、赤で数字を書いておられますけれども……。

上田室長

これは、後ほど掘削調査のときにも図面を見ていただこうと思っているんですが、許可の高さより例えば13m 深い、14m 深いというのが5 ページの表でございます。底の面の深さを言っているわけではなくて、例えば赤いところの13.23 とか13.16 については許可より深いということでございまして、今日は後ほど掘削調査のところで、昭和54 年当時の申請、届け出の図面もパワーポイントで持ってまいりましたので、それとあわせて説明させていただきます。



當座委員

よろしくお願いします。

それと、廃棄物の分析で含有、溶出をしていただいて、有害物質としてはそんなに出てこなかったんですけども、今日配っていただいた参考資料の4ページに浸透水、地下水の調査結果が載っております。先ほども地下水、浸透水でどういうものが出てきたのかというのを説明していただいているわけですけども、この表を見ていただいたら、どの地点でどういうものがどれだけ基準を超して検出されているのかというのがわかるわけです。今回、本当にいろんなものが浸透水、地下水で検出されて、私自身もびっくりしているんですけども、これだけ水に出てきているということと、廃棄物をボーリングしたときの廃棄物土を分析していただいたときには、その地点では出てこなかったけれども、この関係というか、どんなふう考えたらいいいのかなど。ボーリングしたところの周辺にそういうものがあるから水に溶けて出てくるといふふうに考えた方がいいのか、そこら辺、今日来ておられる先生の中でコメントをいただけたらありがたいのですけれども。

岡村委員長  
當座委員

どなたかお願いできますでしょうか - -。

私たち住民とすれば、水に出てきているということは、処分場にこれだけ有害なものがあるということだと思えるのですけれども、そうしたらそれがどこにあるんだと。今回の溶出、含有の分析は、公定法に基づいてということでしたのでいいわけですけども、どこにあるのかということを見つけて除去していただきたい。

この分析の方法に関しても、どういう分析の方法がいいのかという議論が委員会でもあって、最終、県が提案されたような形になりましたけれども、その方法であれば、比較するとか、基準はあるかもしれませんけれども、そもそも安定型処分場というのは埋められたものに対しての基準というのがないわけです。浸透水と地下水の基準しかないわけです。維持管理基準、廃止基準というものしかないの、廃棄物土で鉛が幾ら出てきた、カドミウムが幾ら出てきたといっても、それを廃掃法の中では位置づけていないので、何とも評価のしようがないわけですね。そんな中で、廃棄物土を分析していただいて、そういうものが出てきたのであれば、そういうところをきちっと除去していただきたいという意味で、分析の方法にこだわって私も意見を言わせていただいていたのですけれども、そういう分析の方法というものを考えなくてはいけないのか。どこに埋まっているのかということをもう少し見つけられるような調査の仕方をしていただけたらありがたいなと思っているのですけれども。

中村主席  
参事

お答えになっているのかはあれなんです、當座委員のおっしゃいましたように、安定型処分場というのは物によって決まってくるということで、あくまでも物によって規制されてくるということでございます。

今回ここにお示しいたしましたのは、それぞれ浸透水、地下水等の中でも19年度の結果を示させていただいたわけでございますけれども、いずれにいたしましても、例えばヒ素をとって見ますと、地下水、浸透水等々で検出され

當座委員

ている。ただ、それをろ過するとNDのものも結構多い。総水銀につきましては、ろ過するとすべてNDであるというふうなことから、物そのもの、いわゆる土かもしれませんが、そういったものの中に含まれているものがこういった形で検出されてきていると考えております。この数値だけをもって、例えば非常に異常なものとかいったような判断はしていないということでございます。

今、ろ過されて評価されているというふうに関心してくるのですが、廃掃法の中で、浸透水、地下水の基準で、ろ過して評価しなさいというようなことはないはずで、県が当初調査をされて、今日も資料の中に入れさせてもらっているのですが、その結果をきちっと評価されて、CODや鉛が浸透水から検出されているということで改善命令を出しておられます。その中には、SSというようなことは何も出てこないわけですが、そういうふうに関心して、RD社に対して平成13年に改善命令を出して、改善工事をさせてきたと。その改善命令に対して、RD社が不服の申し立てをして、それに対しての弁明ということで、県は弁明書を出しておられます。その中に、ここで調査した結果がどうなんだということで、私たちが読ませていただいても、疑問に思うというか、ちょっとこの表現はおかしいじゃないですかというようなところが感じられないほど、なるほどなというぐらいきちっと評価しておられるんです。あのときにそういうふうに関心して評価されていて、今ここで調べて、これから対策をとっていかうと。それは、RD社にさせるのではないのですが、県が措置命令をかけて代執行をしていくという対策の中で、まずきちっと評価をされるべきではないかということにすごく強く感じます。

この追加調査の結果を記者発表されたときの発表のされ方というか、地下水、浸透水のどこでどれだけのものが出てきているのかという参考資料の4ページの資料は出されていないのですよね。そのかわりと言ったらあれですけども、口頭でどういう物質が基準を超えたということは伝えてくださっていますけれども、どれだけの値が出てきたということを伝えておられない。今日のこの資料でもそうですけれども、追加調査の結果を報告することなので、この参考資料に入れるのではなくて、まずこっちの資料-2にきちっと入れられて、その後、今までの地下水の結果ともあわせて表にされていますけれども、その表があるというのはわかるのですが、これを参考資料の中に入れて、なかなか見る機会がないかもしれない、そういう扱い方をされるというのはどうなのかなというふうに私は思っているのです。

山仲部長

今、幾つかご質問いただいていると思うのですが、まず当初の発表というのは、一番の主眼点は、前回の会議の通知で委員の方々に資料をお送りしたと。その中に入っていたのは、特に廃棄物量が1.8倍あったということを目に記者発表してしまっていて、そのときにそれ以外のことをすべてお伝えするというのではなしに、主要な資料は全部出していますから、もしインタビューがあればお答えするということなので、決して秘匿するつもりはないですし、現に今日出しております。今の資料の出し方についてはそういう

ことだと思えます。

それともう1つ、先ほどの浸透水等の水質の結果と中の廃棄物との関係というのは、当然今のところまだそこまでの分析はしていません。単にどういふ廃棄物が処分場の中にあつたといふのと、水質の結果がどうかと。これは、今回、今當座委員も言われたように、實際R D処分場の経営体が破綻していますから、具体的に対策工を打とうといふことで、具体的にどういふ支障があるのかを特定して対策工を打つためですので、まずは地下水にどういふ影響が出ているかといふのを見るのであつて、物質、例えばヒ素ですと、今主席参事が申し上げたように、地質由来なのか廃棄物由来なのかといふところについての作業は行つておりませんし、恐らくそれをすべて終えてから対策工を打つといふものでもないだらうと思つています。

それと、分析方法については、前々回でしたか、随分ご議論いただいて、ご了承いただいたといふことで調査をして分析をしていると思つていますので、もう一度分析方法に戻つていただくといふような議論といふのは、現時点では後戻りになるのではないかとと思つています。

池田委員

今の議論ですけれども、ご説明いただいた資料 - 2の9ページに有害産業廃棄物の有無のまとめといふのがあつて、ここを見ると、その後膨大な汚染が地下水、浸透水でいろいろと出ているにもかかわらず、ないといふ結論になつてゐるわけです。ここが非常に違和感があつて、今回調査した廃棄物、いろんな許可外のものもたくさん目視されている、確認されているけれども、分析した結果、基準内だったから、ここに書いてあるアからエまでのものは認められなかつた。そのまま續いて、地下水にはこれこれこれが出ましたといふ、その短絡なといふか不連続な説明は何だといふことを多分當座さん、住民の方たちは感じられているし、私もそう思つました。

今、部長は、地下水、浸透水に汚染があつても、それが自然由来なのか処分場由来なのかの議論を今はしない、判断はしていらつしやらないといふふうにおつちやつたのですけれども、それだったら、ここに續けてこつちやうに書かれると非常に違和感があるのです。調査も、今回初めてやつたわけではなく、この間何年も市もやつてこられたし、県もやつてこられたし、たくさん汚染が出ていて、今回さらにそれがたくさん出ているといふことで、今回はかられた廃棄物とか廃棄物のまざつた土を法定で測定した結果なかつたけれども、それで有害廃棄物がないといふことを9ページにはつきりまとめられるよつちやうな書き方をしているのかといふ疑問だと思つたのですけれども、その辺はどうでしょうか。それを結びつけないのであつたら、ここにこつちやうなまとめを書いてしまうことはどうなのかといふのがあつたと思つたのです。

中村主席  
参事

申しわけございません。池田委員のおつちやつているのは、9ページの(5)のまとめの表記の仕方が、あつちやも何もなかつたよつちやうな表現になつてゐるのがおかしいといふ意味でございませうか。こつちやうなふうで理解させていただけるとよつちやうですか。

池田委員

汚染は認められないといふことですよ。アからエまでは、ないといふ判断

	<p>ですよね。</p>
中村 主席 参事	<p>何行目のどの部分か、具体的におっしゃっていただくとありがたいんですが。</p>
池田委員	<p>いずれも、アからエまでの汚染の対象物については認められなかったという評価をなさっているわけですよね。</p>
中村 主席 参事	<p>「エに掲げるものについては」というくだりでございますか。</p>
池田委員	<p>アについては廃棄物中に認められなかった、イについてはないものと考えられる、ウについては湿潤な状態なので飛散の可能性は低い、すべてないという形で評価されているわけですよね。</p>
中村 主席 参事	<p>これは、あくまでも事務局が今回このデータを眺めた中での判断としてこういう形で書かせていただいております。ただ、結果につきまして、先ほど来申し上げている浸透水から一定濃度の高いものも出ているということは十分承知しておりますので、あくまでもこの評価につきましては、これまでのデータの中で見る限りはこういうことが言えるのではないかと考えております。だから、すべてあの処分場に全く問題がないといったようなことを申し上げているわけではないということをご理解願いたいと思います。</p>
池田委員	<p>もう1つ、細かい話かもしれませんが、8ページの油分について、廃棄物の油分の基準の5%とされている油と今回測定されたT P Hの油を同質と考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
卯田 副主 幹	<p>今回のT P H試験につきましては、池田委員からご提案のありましたG C - F I Dの方法で分析をしております、それぞれの油分については、わずかに油臭のするところについてもはかっているというところでございます。表層等で油臭がするというようなものもございませんでしたし、ボーリング中で一部油膜が若干確認できるものもありましたので、それらについては分析したような状況でございます。</p>
池田委員	<p>私が聞いているのは、T P Hを分析されたことはいいと思うのですけれども、例えば2,600ppm あったものは、油分の5%を下回るから問題ないという判断ですけれども、その油とT P Hは同じ質の油と考えたのかどうかということを知っているんです。</p>
中村 主席 参事	<p>今回測定している中で、T P Hとしては2,600mg/kg を検出したところもあったというふうな客観的なデータとしてここに掲げさせていただいております。ちなみに、いわゆる一般的な油を含む泥状物の基準、どろっとしたようなものが油を含んでいる、油泥といったような5%のものは確認できていなかったということを客観的に書かせていただいたということでございます。</p>
池田委員	<p>ということは、2,600ppm と5%は特に関係がないということですね。</p>
中村 主席 参事	<p>あくまでも油状のどろっとしたようなものが見つかったかどうかという判断基準に立ってみますと、そういったものは見当たらなかったというふうにご理解していただきたいと思います。</p>
當座委員	<p>地下水の流方向に関して、先ほど部長さんもおっしゃった情報提供の仕方</p>

という部分にも入ってくるのかもしれないのですけれども、今回県の方で一斉測水をしたと。単孔式の流向方向の調査もしたという形で、各井戸の水位がこうでしたという形で、特に市 No. 3 と市 No. 7 に関しては、市 No. 3 の方が高く市 No. 7 の方が低かったので、逆方向の流れになっていると推定されるというようなところまで踏み込んで発表されているわけですが、こうして対策委員会があり、その中に専門部会があって先生方がおられるので、こういう水位が観測された、単孔式の流方向の調査でこういう結果が出てきました、これをどういうふうに見たらいいのでしょうかと、まず外に出される前にきちっと専門部会の先生方にも聞いていただきたい。前回の専門部会には出していただいて、先生方に聞いていただいているわけですが、そういう表現はちょっと早いのではないかというお話が専門部会の中でもありました。その前の対策委員会の中でも、単孔式の流方向の調査というのは、いろんなところで行われているけれども、実際合わないことも多いので、余り参考にならないのかもしれないというお話もあった中で、市 No. 3 から市 No. 7 の方に流れていると推定されるという結論を先に出されたのはどうかと思うのが1点です。

それと、今日も専門部会がこの対策委員会の前にあったわけですが、その中で総水銀とシス - 1,2 - ジクロロエチレンという物質がどういうふうに流れてくるのかという説明があって、それぞれの物質によって流れ方が違うというのは聞かせてもらっていてわかりました。ただ、この帯水層というのは、どんなふうに傾斜を持って下流方向に行っているのか、まずその押さえが大事だということで、前回の専門部会でも、帯水層は、市 No. 7 から市 No. 3 の方というか、処分場から市 No. 3 の方に行っているということがあって、その上で水銀のことをどういうふうに見ていくのか、実際に検出されている水銀の濃度についてどういうふうを考えていったらいいのかという部分だと思わんですけれども、今説明があったみたいに、今専門部会でも議論していただいているので、余り詳しく説明しませんということだったので、県のおっしゃっているように、市 No. 3 から市 No. 7 に行く、処分場の方からは県 No. 1 の方に行くと。そうしたら、そこでぶつかってしまった地下水は一体どこへ流れていくのかというのが、専門家でないというか、私たちとしてはまず疑問に思うことです。

それで、シス - 1,2 - ジクロロエチレンというのは自然由来でないと。これは専門部会でもお話があって、濃度的には処分場の方が高く、それが徐々に市 No. 7、市 No. 3 と薄く検出されていると。基準は超えていないけれどもというお話でしたが、それは県の方としても、処分場からの由来というか、汚染の可能性があるのでしようというふうにおっしゃっていて、シス - 1,2 - ジクロロエチレンは、第2帯水層の中を水として処分場の方から流れてきて、市 No. 3 にたどり着くと。でも、水銀は、同じ第2帯水層の中を逆に向かって水が処分場の方に行くと。そういうことが本当にあり得るのかなと。単純に考えて、計算式でいろいろ出しておられましたけれども、あくまでそれは式に当てはめ

で計算されていることであって、それはそれだと思うのです。ちょっと想像していただいたら、第2帯水層で、地下水は川のように流れているわけではないですけれども、そういう水がぶつかり合って、なおかつシス-1,2-ジクロロエチレンが処分場の方から市 No. 3 にたどり着くのかなと。逆に流れている地下水の中を片方では流れていくというようなことが本当にあるのかなと、私は今日専門部会のお話を聞かせていただいているというふうにも思ったのですけれども、専門部会の方でも、モニタリングしていくことと、県の方もボーリングをして確かめていきますと。もう少し調べていかなければいけないということで、今後調べることはなっていますけれども、十分そういうデータがない中で、流方向はこうですよと先に発表されたというのは、ちょっと私はいかかなものかなと思いました。

上田室長

お答えさせていただきます。

13 ページの流動方向の資料は水頭差で調べたわけでごさいますて、同じ調べ方をしたら、その方向が栗東市さんの井戸と違うということです。水は高いところから下へ流れるということで、そういう矢印をつけてみたらこうなったと。だから、そうではないかという推定をさせていただいたわけでごさいます。ただ、市 No. 3 と市 No. 7 については1方向しかごさいませんので、もう少し調べた上で、ここがRDであれば対策を打っていく必要がごさいます。もしくは、RDでなければ、対策を打つということは、この対策委員会の中では議題外になりますので、追加ボーリングを栗東市さんと一緒にやりますので、その結果をまた見ていただきたいと思います。

推定すると書くこともまかりならぬということにつきましては、これは同じ方向で、処分場はこういう形で流れています、栗東市の No. 3 と No. 7 についてはこういう水頭差でしたということでごさいますので、ご理解をいただきたいと思います。

當座委員

水位とか単孔式の結果というのは、それはそれで事実なので、伝えていただいていると思うのです。ただ、それをもって、こう流れていますよと言われるのはちょっと早いのではないのかなと思っています。

上田室長

単孔式については、専門部会、対策委員会でも当てにならぬということではっきり言われておりますので、それをもとに言っているわけではないのです。だから、専門部会で言われたことについて無視して、単孔式を言って、こういう矢印になったというふうなことは私どもも言っていないと思っております。

中村 主席  
参事

もう一つ、単孔式でないということが一つと、14 ページに地下水位の変化ということで挙げさせていただいております。あくまでも水頭差で地下水は流れるということなので、必ずしも地面の傾斜といいいますか、地下水の傾斜で流れるものではないということが1点ごさいます。

そういった中で、この図 2.1.5 を見てみますと、基本的には、6 回調査したところ、左の図 2.1.4 の流れで示しているように、そのうち5回は逆方向に流れていたと。1回は、RDから琵琶湖の方に向かって流れているものも確認できた。そういった意味で、この場所については、流れについてはよくわから

ない部分がある。ただ、全体から見ますと、どうもここは逆方向に流れているのかもしれない。これは、あくまでも水頭差で見た場合の結果ということでございますので、その水がどこに行くかとかいったような問題につきましては、今後この周辺においてボーリング調査をさらに追加することによって確認していきたいと考えているということでございます。

横山委員

おっしゃるとおりでいいと思いますが、ちょっと追加をすれば、地下水の水頭差というのは季節変化がありますので、本当を言ったら最初の4月か5月までやりたいのです。この委員会が12月に終わるという流れなので、その後の資料が非常に大切になるということを考えておかなければいけない。そのためにも、面的な地下水の水頭を調べることは大切だと思います。

乾澤委員

総水銀については、今後市も調査を県とともにさせていただきたいと思えます。ただ、先ほどの専門部会の中でおっしゃっていただいていた到達距離、流速の関係ですけれども、市 No. 3、市 No. 7 の井戸については自噴をしております。市 No. 3 については約 5 m、市 No. 7 については約 1 m 自噴しているんですけれども、その辺と流速というか到達距離をどう考えるかというところをまた専門部会等でご議論いただければと思います。

それともう1点、18 ページの右の一番下のところに書いてございますけれども、市 No. 3 の井戸については、総水銀がろ過後で 35 回中 6 回検出されております。そういったことから、ここでは「市 No. 3 で検出される総水銀の化学的形態は異なる可能性も否定できない」ということになっております。その辺が、ろ過をされた後に出てきたというところで、溶存体という解釈なのか、また微粒子という考え方なのか、化学的形態は異なる可能性というところについても専門部会で専門的なご議論を賜ればと思います。よろしく願います。

尾崎委員

1 つ要望ですけれども、なかなか委員の意見と事務局とがうまく整合しないというか、1 つは、我々専門部会でもいろいろ検討しているのですけれども、ぱっとデータだけを出されて、いつまでのまとめなのかが明確でないのです。例えば、今の地下水でもそうなのです。こう書いてしまうから疑問の声が上がってくる。ダイオキシン類のデータを見ても、明らかに浸透水なんかでは物すごく高い濃度が出ているわけです。だけど、廃棄物を調べたらないと。浸透水に出てくるのだったら、あるに決まっているわけです。どこからも来ないわけですよ。内容は皆同じようなことを思っているのに、表現の問題だけで議論が進められていくというのは、非常に時間の無駄遣いでもあるし、しっかりとこの中で表現を工夫していただきたいと思えます。大変口スしたような気がして仕方がありません。

上田室長

おっしゃるとおりだと思いますので、表現についてはこれから十分に注意していきたいと思えます。

岡村委員  
長

大分と時間もたっておりますけれども、議題(1)につきましてはほかによるのでしょうか。

池田委員

確かに尾崎先生のおっしゃるように、特にこの資料で言えば9ページのよ

うなまとめはなさない方がいいと思います。

それから、ダイオキシン類の焼却炉の問題ですけれども、1.8pg-TEQ/Lのたまり水のデータは、排水基準で10以下だからというようなことになっていますが、もちろん施設内にあるからということではあると思いますけれども、あれは灰を出すためのピットであって、排水をためるものではないわけです。ですから、できるだけ厳し目に、環境基準なり環境水の基準で評価した方がいいと思います。そこがどんどんしみ出している可能性もありますので、なるべく厳しい方の基準で見た方がいいと思います。

もう一つ、南側の焼却炉ですけれども、東側の高い方の焼却炉では煙突の中が一番高かったわけですよ。南の方の焼却炉は煙突の下部でしかはかっていなくて、煙突の煙道でのサンプリングをされていなかったのはなぜかをちょっと伺いたいのですけれども。

谷本主査 当初計画につきましては26ページの方にお示しさせていただいているのですけれども、南側につきましては、灰出しのところからとるというような計画をしておりましたので、とっていないということでございます。

池田委員 ごめんなさい。私が間違えたのかもしれない。東側の焼却炉の方は、煙道、煙突内部からのサンプリングはないわけですよ。その理由です。私が逆に言っていたかもしれせん。

谷本主査 図5.1.1と図5.1.2が両方とも南側になっておりますが、これは間違っておりますして、図5.1.2の方は東側の焼却炉でございます。下の図面ですね。

池田委員 はい、そうです。

谷本主査 当初計画では、東側の焼却炉につきましては の箇所と の箇所をとるという計画をしておりましたので、煙突上部については当初計画から考えておりませんでしたので、とらなかったということでございます。

中村主席 追加でご説明させていただきますと、前回、どの場所を調査するということを出させていただいたときのことですけれども、あくまでもダイオキシン類の場合、ばいじん、飛灰等に高濃度に含まれるということが一般的な話として出てきておりますので、そういった意味からしますと、図5.1.2、東側の焼却炉の灰出し口の飛灰、そういった場所ではかるということが、ある意味で言いますとより高濃度のものが検出されるであろうといったようなことで、 の灰出し口で設定させていただいたということございまして、今回その場所について測定したという経過でございます。

當座委員 池田先生が言ってくださったみたいに、焼却炉の灰出しピットの水が1.8pgだったから、排水基準を下回っていて大丈夫だとおっしゃっていたのですけれども、この炉はそもそも排水するような仕組みになっていないと聞いているので、ここは慎重に処理していただきたいということ、特に南側の炉というのは、煙突の部分もぼろぼろになっていて、金属が腐食している状態で、特にあそこは向こう側に工業技術センターがあるのですけれども、工業技術センターの方から見ていると、炉が倒れてきたらすごく怖いと思うのです。倒壊してしまうといったときに、向こう側への被害というのが随分大きいので



ではないかということも心配していますし、先ほど専門部会でも尾崎先生が言ってくださっていましたけれども、除去するだけじゃなくて、解体を含めて検討していただきたいと思います。

それと、経堂池の底質調査と水の調査ですけれども、この委員会には小野の方は出席しておられないわけですが、農業をしておられる小野の方にとっては、この水を長年使ってこられて、やっぱり使えるようにしてほしいというのがあると思うのです。農業用水基準というのは法的な拘束力はないですけれども、望ましい水として一つの基準があって、その枠内に入るような水の方がより安心していただけると思います。こういう結果で、小野の方たちはどんなふうに思っておられるのかなと思って今結果を聞かせてもらっていたのと、あと底質の調査で、1 - 1のところは、上の部分と下の部分と、同じ箇所の上下でとっていただいているのですけれども、処分場の方から池の方に出ている配管というか、1つは団地側の生活排水が入る管と、もう1つは処分場の方から、今は出ていないのですけれども、以前は出ていたところと2カ所あって、その中間的なところで今回とってくださっていて、調べていただくことはすごくありがたいのですけれども、できたら処分場の方から出ていた管のところの近くをとって調べていただきたかったなと。今から言っても遅いのですけれども、そういうふうな思いをしています。

先ほど出ていた総水銀のことに、ボーリングを打たれるということで、それは早々にかかるといえることでしょうか。専門部会の方では一応示されて、3カ所ほどボーリングしたいということで、市の方とも相談をしながら進めていきたいというふうにおっしゃっていたわけですが、そのあたりをちょっと聞かせていただけますでしょうか。

上田室長

大変緊急というのですか、スケジュールもございますので、今日の専門部会でいただいたお答えをもとに、早々にかかりたいと思っております。

それと、経堂池の水質のことですけれども、もともと栗東市さんの方で水質の調査をしていただいていた中で、なおかつご心配をいただいておりますので、地元の小野区と相談をさせていただいて、ああいう地点でとったということですが、一番近いところの2カ所につきましても、上の方に詰まっている心配もあるな、下の方はもっとすごいと違うかというふうな話の中で、同じところで2カ所、深いところと一番表面のところということでもらせていただいたものでございます。

池田委員

28 ページを見ていただきたいのですが、支障のおそれについてというところで、「これが飛散した場合には、やはり、近隣の人の健康に影響を及ぼす可能性がある」と書いてありますけれども、現状の焼却炉の様相と今回測定された結果から見て、「これが飛散した場合には」というよりも、もう相当程度飛散していると思うのです。ですから、今回の結果からは、緊急的にあの焼却炉を何らかの形で覆っておく必要があるというふうに判断するんですけれども、ここに書いてあるような「飛散した場合には」という非常に緩やかな、万が一飛散した場合にはみたいな書き方というのは非常に認識とし

(2)  
掘削調査  
について

- 中村主席  
参事
- これ、先ほど尾崎先生の方からのご指摘もありましたように、表現の問題だけなのかもしれないのですけれども、今回の分析の結果を見た状態では、一定の基準等を上回る状況が確認されたので、そういったものが飛び散った場合といったようなことを想定した上での表現というふうにご理解していただければありがたいと思います。
- 岡村委員  
長
- 大分と時間もたっておりますので、できれば議題(2)の方に移りたいと思いますけれども、もし何かあと一、二点ということをございましたら。
- 竹口委員
- 焼却炉の件ですけれども、今から、冬場になると、北の山地区を向いて強風が吹くのです。ということは、あのままにしておく、穴もあいているから非常に危ないと思うのですけれども、その点はどう思っていますか。
- 中村主席  
参事
- あの入ったところのいわゆる何でも燃やしていた炉、木くず専焼炉でなかったために、油もあるし、廃プラも燃やしていたといったような炉の方の非常に高濃度で検出されたダイオキシン類につきましては、煙突の中に強固に付着していたものを削り落とすような形でとった上での分析結果だということをございまして、倒壊とかそういった状態になれば当然飛散等も考えられるわけですが、現状でいく限りは、そういった状況にはなっていないというふうに判断しております。ただ、危険性といったようなことはおっしゃるとおりだと思いますので、一日も早く対策工の中で対応を打っていくべきものだというには変わりないと思っております。
- 岡村委員  
長
- それでは、議題(1)につきましてはこれまでといたしまして、次に議題(2)掘削調査計画(案)についてであります。これにつきましても、事務局から説明をお願いいたします。
- 上田室長
- 資料-3の1ページをごらんいただきたいと思います。調査の目的でございますが、生活環境保全上の支障除去の検討および不適正処分を行った事業者等の責任を追及するために実施するというございまして書かせていただいております。
- 1ページの右側に、埋立経緯・状況の把握、元従業員への県からの照会、元従業員の証言 - - これは住民団体からいただいた情報でございます。それから、追加調査の結果、そしてRD社の資料、そういうものに基づいて掘削箇所を決定していきたいという資料でございます。
- 後ろのパワーポイントで説明をさせていただきます。
- この図面を両方見ていただいたらと思うのですが、まずブロックがございます。このブロックは、ドラム缶が105本、一斗缶が69個出てきたところをございまして、そういうドラム缶が埋まっていないか心配されるということで、幅10m、奥行き15mの掘削をやりたいと思っております。
- この西側斜面につきましては、私どもの指導記録から言いますと、平成4年の2月に安定勾配を確保せよというふうなことで指導をしております。それで、平成5年の空中写真を見ますと、こちらあたりでございまして、こういう段が切っております。そして、平成8年の空中写真を見ていただき

ますと、その段が消えております。その中で、平成5年の空中写真では先ほどの段がございまして、今は段がなくなっている。私どもの指導記録でございしますが、平成7年の5月に是正計画を出させています。その中で、この処分場に、木くずが5,000 m<sup>3</sup>、廃プラが3,000 m<sup>3</sup>、それから残土系を100,000m<sup>3</sup>積んでいる、それをちゃんと是正しなさいという指導をしております。その指導の結果かどうかは明らかではないのですが、平成5年と平成8年の間でこの西市道側をさわっていることは間違いのないということで、先ほど言い忘れたんですが、西市道側の平坦部からは木くずも出てきております。したがって、ここの埋め立てをさわっていることもございますので、ここを幅10mの奥行き15mで2カ所掘って行って、その状況を調べていきたい。こちらに木くずが埋まっていたところがございます。

それと、ブロックでございますが、これは私どもの証言を確認したこと、それから住民団体さんからの情報で、汚泥を埋めていたと。汚泥につきましましては、状況から言うと、こういう形で埋めていたと。それはどうしていたかといいますと、RD社の車は、直接ここから入ってきて、ここへ捨てていたと。RD社でないところは、汚泥を持ってきたときに、一たんこの汚泥ピットに入れて、夜ここへ捨てていたというふうな情報もございますことから、汚泥の中にテトラクロロエチレンが含まれている可能性もございまして、現在の生活環境保全上の支障のシス-1,2-ジクロロエチレンに変わるものがございますので、ここで6本ケーシングをいたしまして、その状況を確認したいというふうな思いで、この6本のボーリングをしたいと思っています。

次に、深くて大きな穴があったということが住民の皆さんからもございまして、平成5年の図面では、ここが深くて大きな穴と違うかなと。これは航空写真でございますが、ここが入り口でございまして、ここに深くて大きな穴があいている。もう一度戻っていただきますと、ここが入り口でございまして、ここに建物が建っています。ここがガス化溶融炉施設の跡地ですが、こういう形で穴を掘ってあるのではないかと。したがって、この建物の中はちょっと無理でございますので、ガス化溶融炉施設の跡地のところは杭がたくさん打ってありますので、その間2カ所をケーシングで掘っていきたいと考えております。

次に、この間実施した追加調査で、1m20cm~2mの間で灰が埋められていることがわかりました。これについては、ダイオキシン類については基準以内で、基準値を超えていなかったようですが、安定型処分場に灰を埋め立ててもらったら困りますので、その状況を把握するために重機による掘削を行いたいと思います。このケーシングについては、直径1.5mのもので掘っていきたいと考えております。

もう一つ、かねてから住民団体さんからも情報をいただいているんですが、ドラム缶が埋められていたと。これは地図情報でいただいております。この処分場の焼却施設の近くに埋まっていると。私ども、直接従業員さんにお会いいたしまして確認したところ、ここの焼却炉のところに木くず等を置くコ

ンクリートがあるんですが、恐らくその下をめくればドラム缶が出てくるだろうということで、このドラム缶があるところについて調査、そしてもう一つ、証言では、この焼却炉の下は焼却灰だらけだというふうな住民団体さんからの情報もございますので、ドラム缶の調査とあわせて、この部分について重機による掘削をしていきたいと思っております。

そして、前回協議会でご指摘をいただいたのですが、このあたりにつきましては、北尾団地側のセットバック工事で、既に廃棄物を移動して状況を確認しておりますし、この地域は深掘り箇所の是正ということで、合わせて約100,000m<sup>3</sup>の廃棄物を移動させまして、大量なドラム缶というものについては発見されておりませんので、あと残りのこの部分について、証言もしくは根拠があるものについて調査をしていきたいと思っております。

それで、ここの重機による掘削箇所の深さでございますが、重機による掘削は5mが限界と聞いております。5mでよいかどうかということでございますが、これは先ほど當座委員からご質問があったのですが、これが一番最初の届け出が出てきた図面です。ここが低くて、順番に高くなっております。これをちょっと覚えていただいて、それがこの部分に当たります。それで、私ども推測しているのですが、ここが一番当初のところでございます。この一番当初のところを、最初はここをカットして埋め立てたということで、もう一度さっきの図面に戻っていただきますと、こういうことをしながら、当初は申請ではございませんでしたので、こういうところをカットして、許可の深さ以上に埋め立てたというふうな推測ができるのではないかと思っております。

それで、この焼却炉のあるところにつきましては、昭和57年時点での申請のものでございまして、航空写真等を見ておられますと、平成元年には現在の高さぐらいになっていると考えておられます、最初ここまで埋め立てて、次にこちらの方へ行っているわけでございます。これが平成元年には現在の高さぐらいに来ていて、もともとドラム缶につきましては、ここに今問題になっているダイオキシン類の焼却炉があるわけですが、この焼却炉は平成元年に建っているものでございますので、平成元年にドラム缶を埋める場合には、ここを例えば20m、30m掘ると、先ほど言いました深掘り箇所のときは廃棄物がふえまして、ここら辺一帯に廃棄物を置く必要がございました。ということから言って、この地点を20m、30m掘ることは恐らくないだろうと。それから、証言では、コンクリートをはつたら出てくるだろうというふうなことを聞いておりますので、重機で5mほど掘っていきたいと思っております。それが前回協議会で説明をさせていただいた内容でございます。

その後、住民団体さん、情報をいただきました合同対策委員会さん等と協議をいたしました中で、陳述書の確認等をしてきたわけでございますが、先ほど図面を見ていただきましたように、このあたりの大穴についてはもう少しよく調べてほしいということで、このあたりぐらいにケーシングを2カ所打ってはどうかと。大穴がこうありまして、ここは建物があるのでできませ

るので、先ほど大穴に向けてはこことこの2カ所と申し上げたのですが、ここを2カ所ぐらい打ってくれないかと。そして、こちらあたりももう一度打ってくれないかというご意見、ご要望をいただいております。

もう1つ、このドラム缶については、焼却炉のこちら側にも全体に埋めているのと違うかという中で、今こういう形で示しているわけですが、こちらあたりも掘るべきだというご意見をいただいたところです。

また、今回この周縁の地下水を調べたのですが、ここからダイオキシン類が出ております。このダイオキシン類が出ているのは、こちらあたりの影響があるのと違うかと。だから、ここも重機による掘削をすべきだというご意見をいただきました。

ただ、この場所については、重機が現在行けないところでございますが、私ども当初協議会で提案した内容に加えまして、今いただいた要望、意見に従いまして、こちら辺を掘る。それから、こちら辺を掘ります。そして、ここでケーシングをやってはどうかと。それから、この2カ所ケーシングをやっていってはどうかと考えているところでございまして、資料とは少し違いますが、この2カ所、それからここ、それからこのあたりの掘削、このあたりの掘削、そういうものについてやっていってはどうかというふうな考え方をいたしております。

それと、住民団体の皆さんは、5m以上掘っているのと違うかというふうなご心配をいただいているところでございますが、このあたりを5m掘った段階で、その下に例えばドラム缶がまだある、もしくはこのあたりを掘っていったときに、こっちの方にもドラム缶があるというふうな状況があるように思われましたら、例えばその範囲を確定していくためにもう少し坪掘り等を実施しながら、この範囲を確認していきたいと思っております。

そしてもう1カ所、ブロックでございまして、私どもが元従業員さんから直接聞いた話で、焼却炉の灰をRD処分場の入り口付近に埋めていたというふうなことを聞きましたので、ここも掘ってみたいと思っております。

当初の計画で、11,500 m<sup>3</sup>の重機による掘削と8本のボーリングを計画しておりましたけれども、住民団体さんのご意見をいただきながら、少し予算のことも考えさせていただいて、ここは6本のケーシングを計画していたんですが、そのうち2本については、こことこの2カ所に当てさせていただいて、この6本を4カ所に変更させていただいてはどうかと。そして、この1本につきましては、新たに1本追加して、計8本から9本のケーシング調査をしていってはどうかと考えているところでございます。

以上が掘削箇所の説明でございまして。

資料に戻っていただきまして、3ページでございましてけれども、実際の航空写真に当てはめて、こういう形で掘削していくということで資料をつけさせていただきました。今の説明で、ブロックの上の方、それから焼却炉の工業技術センター側のところは、見ていただいたように重機が入れるような状況ではございませんので、もう少し検討したいと思っておりますが、そのあたり

も掘っていきたいと思っております。

5ページ以降に、ブロックごとの掘削の方法等について説明をさせていただいております。5ページの(1)を見ていただきますと、周辺住民の皆さんにご迷惑にならないように、防護柵とかシート養生をいたしまして、ご迷惑にならないような取り組みをやっていきたいと考えております。

6ページは、ケーシングの状況について説明をさせていただいているところでございます。当然、この掘削には、住民の皆さんの見学というのですか、そういうものも取り入れていきたいと思っているのですが、工期が迫っておりますことから、工事をする中で、その時間を見ながら、ドラム缶の掘削状況、ケーシングの状況について見ていただく機会を設けていきたいと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

岡村委員  
長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

當座委員

今説明していただいて、汚泥を調べるというところで、ケーシングの位置に関してなんですけれども、もう少しKB3の方に寄せていただきたいというお話が合対さんからもあったと思いますし、私の方でも、ニューハイツの方でも話をさせていただいていた部分がちょっと説明の中で抜けていたかなと思うのと、汚泥の中にVOCというかテトラクロロエチレンが入っているかもしれないということで、調べていただけるということなんですけれども、このKB3のケーシングを以前していただいたときに、底の方18mぐらいのところの廃棄物は、本当にそばにすることができないほど臭かったです。そういう意味でも、できたらそちらの方に近づけてしていただきたいと思っております。その調査は平成13年にしていただいているので、もう6年ほどたっていて、今も同じような状態であるのかどうかというのがちょっと不安な部分もあるのですけれども、そこら辺の分析に関してというか、今回掘削していただくところなりケーシングしていただくところは今説明していただいたのですけれども、分析に関してはどんなふうにご覧いただけるのか、ちょっと聞かせてください。

上田室長

まず、ケーシング箇所の位置につきましては、この平面図に押さえたところでございますので、現場でまた押さえて、また見ていただいたら結構かなと思います。今おっしゃったもう少しKB3の方に寄せてはどうかということにつきましては、ケーシングは機械がちゃんと置けなかったらいけませんので、そういうことも勘案しながら、そういうことであればそういうふうにしていきたく思います。

分析でございますけれども、ドラム缶につきましては、既に105本のドラム缶が出ております。その形状も把握している中で、それと同じようなものについては分析は省略したいと思っております。ただ、そういうものと違うものが出てきた場合は、サンプリング等をして必要な分析をしていきたいと

思っておりますし、ケーシングにつきましても、基本的にはガスの調査をしたいと思っておりますが、サンプリングについてはしておきたいと思っております。分析費用が非常に高くなりまして、今回につきましては、そういうものがどうあるかという状況を調べたいと思っておりますので、すべてを分析するというふうな考え方はいたしておりません。

當座委員

分析に関しては、ありがとうございます。掘っていただいたときに何が出てくるかというのは、現場の状況でどうなるかわからないので、何か変なものがというか、においのきついものとか、液体状のものとか、見た目にはちょっとおかしいのではないのかなというようなものが出てきたときにサンプリングしていただけるように、そういう体制だけとっておいていただきたいと思っております。

それと、市道側のドラム缶調査が以前行われたときに、市道の方から、立ち会いというか、その様子を見させていただいていたのですけれども、重機で廃棄物を掘ってくださっているときに、ドラム缶と違うのかなと。ごみの中に入っているの、ドラム缶なのかどうなのかというのがすごくわかりづらいんです。それを、ちょっと待ってください、重機をとめてください、確認してくださいと、私たち見ている者が声をかけてやっと重機をとめていただいて、確認していただいたらドラム缶だったというようなことがありました。今回、これだけのケーシングと重機での掘削をしていただくわけですけれども、時間もないことから効率的にしたいということもあるとは思いますが、時間も、各場所にきちっと立っていただいて、本当に見つけていただくというか、作業をしているときにそれらしいものがあれば、とめていただいて確認していただくとか、それを運んでいったときに再度確認するとかいう形で、きちっと見ていただきたいと思っております。私も立ち会わせていただこうと思っておりますけれども、同時に3カ所、4カ所で機械が動くということであれば、常に同じところで見ているというわけにはいかないのです、そこは県の方でしっかりお願いしたいと思っております。

上田室長

立ち会いについても十分配慮させていただくつもりでございますけれども、非常に予定よりおくれております。一日も早くこれを終わりたいという強い思いもございまして、そういう中で、また現場で立ち会い、県職員と住民さんとの話し合いをしながら、すべてが円滑に進むようにしていきたいと思っております。

それと、先ほど私ちょっと申し忘れたんですが、私ども92名を対象に、元従業員さん、関係者等に文書の照会をさせていただきまして、33名から答えをいただいたわけですが、焼却炉の下にドラム缶が埋まっているということについては私どもが聞いた中で2人、汚泥の埋め立てについては3人、灰については1人ということでございます。ということは、ほかの部分は、知らないとか、わからないとか、そんなことはないというようなことでございますけれども、そういう状況の中で調べているということでございます。

以上でございます。

竹口委員 掘削のブロックについて、この間お願いしたと思うのですけれども、2カ所ではなくて、あれを合わせた1カ所でやってくれという要望をしたのですけれども、それはどうなっていますか。

上田室長 そのときにちょっとお話をさせていただいたと思うのですが、ご要望は、2カ所を全部ひっくるめてしまって、そこを全部掘ってくれと。間も全部掘ってほしいという要望でございましたが、廃棄物を上にどこまで置けるかということと、それから経費的な面が大変強うございます。そういう中で、いろいろやりくりしている中では、こういう形でやらせていただいたら恐らく出てくるだろうというふうな思いの中で、こういう形でやらざるを得ないと思っております。

當座委員 ブロックで、ちょうどガス化炉の跡になって、建屋の裏側になるんですけれども、ケーシング2カ所を予定されているところは、先ほども平成5年の写真を見せていただいたら大きな穴が掘られていて、ちょうどこの建屋がすっぽり入るぐらいの大きさでびっくりしているのですけれども、このポイントは、もう少し建屋の方に移動してケーシングしていただきたいということ、合対の方から出ている資料の中で、竹口さんが説明してくださると思うのですけれども、地図が入ってしまして、先ほど説明のあった箇所と若干違うのかなと思いますので、そのあたりをちょっと説明していただけたらありがたいです。

上田室長 具体的なポイントにつきましては、これは地図で押さえているだけでございますので、また現場で立ち会いいただける委員さん、住民団体の方とお話し合いをしながら、この基本は変えるつもりはございませんが、具体的なポイントについてはその場で決めていってはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

竹口委員 それでいいと思いますよ。現地の方がよりわかりやすいから。地図だと結構わかりにくいもので。

上田室長 これは大きな図面でございますので、実際どこだというのを落とすことはなかなか難しゅうございます。ただ、先ほど説明させていただいた趣旨の中で場所を決めていきたいと思っております。

當座委員 現地で意見を聞きながら決めていただいたら、それで基本的にはいい思っているのですけれども、今の写真の大きな穴以外に、元従業員の方の証言の中で、木くずの焼却炉とトロンメルの間ぐらいに丸印をつけておられて、ここに深く穴を掘ってドラム缶を埋めた。この後ろにも写真があるわけですけれども、本当に処分場はいろんな穴が掘られています。右手の方は平成3年の穴です。北尾の団地の方に近いところに深い穴を掘られて、今回もC-1というところで確認していただいていますけれども、先ほどあったみたいに平成5年に掘られた穴とか、従業員の方の話だと、次から次へ穴を掘っているんなものを埋めていったということなので、その部分に関しても多分していただけたらと思います。現場で、ポイントをここでお願いしますとい



( 3 )  
その他

上田室長

う形でしたらありがたいなと思います。

當座委員さん、申しわけないのですが、去年と今年で1億 2,000 万円を使っておりまして、その枠内で何とかやっていけないかと思っております。それで、ケーシングの本数につきましては8本から9本、重機については先ほどの11,500 m<sup>3</sup> プラスアルファ程度で、しかも期間的に1カ月以内でおさまるような形でやっていかないと、対策工の検討に間に合わない部分も出てまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

山仲部長

今でござ質問に答えてはいますが、もちろん拙速にするつもりはございません。ただ、具体的な取り組みにかかるということで、必要なことはきちっとやろうと思ひてはいますし、今申し上げたように、お金がかぎられているからということも重要ではありますけれども、それよりやはりきちっと必要な情報は得ていきたいと思ひてはいますので、そういうつもりでいるということはござ了解いただきたいと思ひます。

それと、先ほど竹口委員が言われた ブロックのところも、真ん中を掘ると、お金の問題もあるんですけど、土量がかぎり多くなって、上へ上げられないということもあるので、真ん中1カ所で済むのだったら別ですけども、なるべく面的に広がりを持たせたいということで今の案になっているということですので、ござ了解いただきたいと思ひます。

岡村委員  
長

よろしいでしょうか。基本的にこの調査計画案を了承されたと思ひますけれども - - 。

では、そういうことで、この件につきましてはこれまでといたします。

次に、委員からの提供資料が當座委員から3種類用意されておりますので、當座委員からご説明をお願いいたします。

當座委員

提供資料 をお願いいたします。この表題として、廃止基準がクリアされ処分場が安全になり廃止できるような対策を考えていただきたいというふうにつけています。

生活環境保全上の支障というのが今までも話し合われてきましたし、この追加調査を受けて、最終どういう項目にしていくのかということもまだ決まっていないというふうには思ひてはいます。ここに書かせていただいたのは、浸透水でどういうものが出てきているのかということで挙げさせていただいて、廃止基準の中で、浸透水に関しては、維持管理基準プラスアルファBOD20 以下がクリアされるということが必要になってきますので、そこにある有害なものを除去していただいて、ヒ素、鉛、総水銀、ベンゼン、ダイオキシン類、シス-1,2-ジクロロエチレン、CODもそうですけれども、実際にそういうものをどけていただいて基準を下げるということも片方では考えていただきたいというので、浸透水、地下水もそうですし、そういうまとめ方をさせていただいてはいます。

地下温度に関しては、相変わらず高いということが出てはいますし、有機物は安定4品目ではありません。長年地中の温度が高いということは、それだけ有機物が入っていると。これをどう見るのかということはこの委員会

でもはっきりさせていただきたいと思って挙げさせていただいています。

ガスに関しては、発散を防止するというだけでなく、できたら発生する原因となるものを除去していただきたいと思っています。

それ以外に、廃止基準の中に、生活環境保全上の支障が生じていないことという項目もあります。この中で、処分場の有害物を除去していただくということが大事になってくる。有害物を除去するところを特に強調したいと思うんですけども、地下水に関しては汚染の拡散という表現でしかないの、地下水汚染と地下水汚染の拡散というふうに生活環境保全上の支障をきちっと設定していただいて、井戸水が使えるように……。今は、井戸水を飲まないでくださいという形で市の方も県の方も広報されていますので、持っておられる方は使えないような状況なので、そこで支障が生じているというふうに思います。

それ以外の問題として、欄外に書かせていただいています。ガス化炉のダイオキシン類の問題も、先ほど言わせていただいたので、省かせていただきます。

提供資料 ですけども、これは県の追加調査の結果をどういうふうに見るのかということで、これだけのものが浸透水、地下水から出てきているということで挙げさせていただいています。先ほどもダイオキシン類に関して尾崎先生の方からお話がありましたけれども、これだけのダイオキシン類が出てくるということは、処分場の中にそういう原因物があるということですし、今回掘削調査をしていただいて、それが除去できれば、発生源がどこかということがわかって、除去していただければ随分よくなるんじゃないかなと思います。この中で、浸透水、地下水でどの程度出てきているのかということで、それぞれのポイントで数字を挙げさせていただいています。私たち住民とすれば、この処分場が、廃止基準がクリアできて、跡地の利用ができるという状態になって初めて安全安心というところに行き着くので、何とか今回その対策をとっていただくことで早く廃止基準がクリアできて、跡地の利用ができるようにしていただきたいなという思いでこれをまとめさせていただきました。

資料 ですけども、これは当初から安定型処分場で、土対法なり土壤環境基準というのは適用されないものですという話を私も何回もさせていただいて、三日月議員が環境省の方にこういう形で質問を出して下さって、その回答が環境省の方から返ってきています。最終処分場内の埋立物は廃棄物であることから、土壤汚染に係る環境基準の適用はされませんということで文書をいただいていますし、安定型処分場の基準として何で見るといったときには、浸透水と地下水で見るとということと、測定義務もあります。私の方からも、もう一度担当されている方にお電話で確認したのですが、浸透水、地下水ともに、原則は手を加えず、ろ過せずに分析して、別表第2の基準、廃止基準なり維持管理基準で見ますということをお願いしています。

PCBの取り扱いについても裏の方に書かせていただいている、安定型処分場で出てきていることに対して、どんな基準で測定、評価、是正指導が行われることになるのかという質問に対しての回答がなされています。もし安定型最終処分場に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が埋められた場合には、産業廃棄物処理基準違反を問われることとなると考えられる。違反の内容に応じて、県知事が改善命令や措置命令を発出する等の措置を講ずることとなるというふうに答えられています。

続きまして、資料 ですけども、先ほど話した中でも言っていた平成 13 年に県がRD社に対して出された改善命令の内容です。命令の理由として挙げられているのが、平成 13 年に地下水、浸透水の調査をされて、その結果わかったこととして、浸透水の水質、鉛、CODが維持管理基準に合っていないということで、こういう命令を出された。RD社が、巨大な穴というか、平成 10 年に掘った穴の是正工事に関して不服申し立てをしたので、それに対して県が環境省の方に出した弁明書が 2 ページ目です。その中で、県としてきちっと調査結果を評価されて、特に線を引いたところを見ていただけたらありがたいと思うのですけれども、きちっと評価されているということで見ていただけたらありがたいと思います。

最後に、今日お配りした資料になりますけれども、摂南大学の宮田先生の方から、今回の水質調査の地下水の調査結果に関する意見書というものをいただいています。前回の専門部会で尾崎先生も、廃棄物が帯水層というか水と接している部分が多いので、ダイオキシン類も移動する可能性がありますと言ってくださっていたのですけれども、宮田先生の方も、大変なことですねということで、意見書の中にもあるのですけれども、SSにダイオキシン類が含まれていると。浸透水に関しては、大半はSSと結合していると言えます。ただ、地下水に関しては、溶存体として存在しているということで、どの地点の地下水が何%ぐらいSSに吸着されないで溶存体として存在しているかというのを 2 ページ目の表にまとめてくださっています。地下水に関しては、ダイオキシン類が吸着されないで、溶存体としてこれだけ存在していると言っているわけなんです。

あと、20 年を経過すると、ダイオキシン類の溶出が急速に増加するということを指摘されています。有機物が分解されてしまって、今までは有機物がダイオキシン類を吸着する作用があって吸着していたのが、有機物が少なくなること埋立地からダイオキシン類がどんどん出ていくことになるということで、すごく危惧してくださっていました。そういう有害なものを、ここには処理するという言葉で書かれていますけれども、除去するということが必要でしょうということで意見をいただいています。また読んでいただけたらありがたいです。

岡村委員  
長

ありがとうございました。ご説明いただいた内容は次回以降の審議に生かしていくものかと思っておりますけれども、ただいまのご説明について特にご意見、ご質問ございましたら、よろしいでしょうか - -。

		<p>それでは、これで本日予定しておりました議事は終了いたしました。</p> <p>その他、何か全般についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
池田委員		<p>先ほどの掘削調査について確認なのですが、掘り上げた廃棄物とか汚染物質のようなものは、分析は費用もかかるので余り積極的にされないということなのですが、基本的には埋め戻されるわけですね。</p>
上田室長		<p>前回の例で申し上げますと、大きな木くずが入っているかもしれません。まず、ドラム缶につきましては掘り出します。それで、適正保管をしたいと思っています。木くずについても、大きなものについては外へ出したいと思っています。ただ、焼却灰につきましては、その範囲を確定したいということで、1 m20cm のところでございますので、今のところ上だけとってあるなというふうな形で、量にもよりますけれども、現場の判断で、そのままにしたいというふうな思いがございます。焼却灰につきましては、ダイオキシン類が基準値以内でもございましたので、範囲だけ見たいと思っています。</p>
岡村委員 長		<p>よろしいでしょうか - - 。</p> <p>それでは、これで本日の第7回対策委員会を終了させていただきたいと思っておりますけれども、事務局には、本日の議事における意見、あるいは現場における意見、要望などを踏まえて掘削調査に着手していただきますようお願いいたします。</p>
司会		<p>この後、事務局から連絡事項があるそうでありますので、よろしく願いいたします。</p> <p>皆さん、長時間大変ご苦労さまでございました。</p> <p>1点だけご連絡させていただきます。次回以降の対策委員会の日程でございますけれども、既に皆さんにはメール等で連絡させていただいておりますけれども、第8回の対策委員会を11月14日、それから第9回の対策委員会を12月1日と。先ほどの冒頭の検討の流れの中で12月2日というふうに説明させていただいたと思っておりますけれども、事前に連絡させていただいております12月1日ということでさせていただく予定をしております。お忙しいと思っておりますけれども、出席につきましてはよろしく願いいたします。詳細につきましては、正式文書をお送りさせていただきますので、ご確認をいただきたいと思います。</p> <p>それでは、これをもちまして第7回対策委員会を終わりたいと思います。本日は長時間ありがとうございました。</p>
3 . 閉会		

以 上